

現行DV基本計画（2次）の取組状況

重点目標	取組内容	取組状況
1 愛知県内のDV被害者保護・支援体制の充実のために	<p>女性相談センターにおける企画・相談課、女性相談専門員の新設（23年度～） 一時保護部門の分離による秘匿性確保、休日勤務体制の実施</p>	<p>○ △</p>
(1) 愛知県女性相談センターにおける支援の充実	<p>市町村DV基本計画策定手引きの作成、会議や市町村個別訪問を通じた策定働きかけ 市町村配偶者暴力相談支援センター設置について各種会議において働きかけ</p>	<p>○ △</p>
(2) 市町村・地域における支援の充実	<p>出前講座の実施、啓発資料の作成配布 教員研修等を通じた教員の意識向上</p>	<p>○ ○</p>
2 DVの防止（教育・啓発）	<p>DV発見・通報のための広報、啓発（出前講座、啓発資料の活用） 医療機関向けマニュアルの活用</p>	<p>○ △</p>
3 発見・通報の体制	<p>DV専門電話相談、女性のための法律相談、女性総合相談の実施 DV相談マニュアルの改定・活用</p>	<p>○ ○</p>
4 被害者の保護等	<p>ア 一時保護等による保護 女性相談センター職員、女性相談員による同行支援の実施 入所者に対する個別支援方針の策定</p>	<p>○ ○</p>
(1) 被害者からの相談体制	<p>イ DV被害者の安全確保と危機管理 「危険度アセスメント表」を活用した一時保護委託先、婦人保護施設との危険度共有 一時保護者の危険度に応じた同行支援の実施</p>	<p>○ ○</p>
(2) 被害者の保護（安全の確保）	<p>市町村等との連携・支援体制の検討、市町村に対する助言 県営住宅の目的外使用に関する協議・検討、優先入居の実施</p>	<p>○ ×</p>
(3) 被害者の自立支援	<p>DV被害者自立支援協力員の活動内容の拡充 DV被害者サポートグループ事業の運営（19～22年度）</p>	<p>△ ○</p>

重点目標	取組内容	取組状況
5 関係機関等との連携・協働		
(1) 民間支援団体との連携・協働	出前講座の講師派遣、サポートグループ運営における連携協働 民間支援団体との情報交換、民間シェルターへの一時保護委託	○ ○
(2) 関係行政機関等との連携	女性相談センター駐在室単位での関係機関ネットワーク会議の設置 一時保護における他県との広域連携	○ ○
6 職務関係者への研修の充実	県、市町村等の職務関係者に対する研修実施 秘密の保持や個人情報の管理について周知徹底	○ ○
7 外国人・障害者・高齢者等への配慮	女性相談センターにおける通訳配置 障害者・高齢者のDV被害者支援のための関係機関との連携	○ △
8 子どもをDVから守る支援	女性相談センター、児童相談所における情報共有、対応連携 一時保護中の学習支援に必要な教材の整備	○ △
9 苦情処理の体制	愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議による苦情検証の体制整備	○
10 加害者に対する取組	国施策、資料等の収集	○